

下記のとおり高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年9月30日

高崎市長 富岡 賢治

記

- 1 対象工事 別紙を参照すること（2件）。
- 2 入札参加形態
特定建設工事共同企業体又は単体による参加。
- 3 入札参加要件
- A 特定建設工事共同企業体による参加の場合
 - （1）共同企業体の結成要件
 - ① 構成員数は2者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員1者の組み合わせとする。
 - ② 共同企業体の結成は自由意志による自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、一つの案件において同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
 - ③ 共同企業体の構成員の出資比率は30パーセント以上とする。
 - ④ 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。
 - （2）共同企業体の構成員の参加資格要件
 - ① 共通事項
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
 - イ 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
 - ウ 本市の令和8・9年度建設工事入札参加資格の当該工種において市内業者として認定を受けていること。
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく当該工種について、建設業の許可を受けていること。
 - オ 当該工種において、建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評価値通知書が有効期間内であること。
 - カ 当該工種に係る監理技術者又は主任技術者（申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。また、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習を修了していること。）の配置については別紙を参照すること。
 - キ 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

ク 対象工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。

ケ 同一の入札に参加しようとする者と資本若しくは人事面において関係がないこと。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

サ その他、工事ごとに定める要件を満たしていること。

② 代表者

工事ごとに定める。

③ 構成員

工事ごとに定める。

B 単体による参加の場合

3A（2）①及び②と同じ

4 入札参加申請書の提出期間、場所及び方法

この入札に参加を希望する者は、簡易一般競争入札（事後審査方式）参加申請書を次のとおり提出しなければならない。また、特定建設工事共同企業体による参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体協定書（甲）及び委任状を併せて提出しなければならない。

提出期間	令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後4時まで （ただし、正午から午後1時までを除く、最終日は正午まで）
提出場所	高崎市高松町35番地1 高崎市役所契約課 電話 027-321-1211（ダイヤルイン）
提出方法	申請書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

5 その他

（1）この公告のほか、高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）共通事項及び高崎市建設工事等競争入札等心得により入札を実施する。高崎市役所ホームページにおいて確認すること。

URL <https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/2869.html>

（2）申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。